

平成 2 0 年度事業計画書

平成 20 年度事業計画

情 勢

わが国の経済は、原油・非鉄金属など資源価格の上昇等懸念材料はあるものの、穏やかな回復基調が続き戦後最も長い回復局面になっています。

しかしながら、非正規職員の増加などに見られるような人件費総額の抑制傾向のなかで、所得格差、地域格差が顕著になってきており、多くの国民が豊かさを感じているとは言いがたい状況となっております。

また、急速な少子高齢化により、年金、医療、介護等財政上の収支悪化により、世界に冠たるわが国の社会保障制度が揺らいでおります。

とりわけ、医療保険制度においては、平成 18 年 6 月に医療制度改革法が成立し、平成 20 年 4 月からは、65 歳以上の高齢者を対象とした保険者間の財政調整を伴う制度が始まり、特に 75 歳以上の高齢者については公費 5 割、健康保険組合等保険者が 4 割の財源を拠出することとなり財政負担が重くのしかかってきます。加えて、40 歳以上 74 歳までの被扶養者を含む全加入者を対象に特定健診と特定保健指導の実施が保険者に義務付けられ、財政的にも、事務的にも負担が増大します。

このような背景のなかで、保険料の体系も変更となり、法律に基づき従来の「一般保険料」を医療費等の事業運営費経費のための「基本保険料」と老人保健等拠出金にかわる後期高齢者支援金等支払のための「特定保険料」に分割しそれぞれ新保険料率を設定することとなりました。

当健保組合は、平成 15 年総報酬制導入時の改定以来他の総合健康保険組合の中でも低い保険料率（72%）を維持してまいりましたが、このような状況に対応すべく保険料率を改定し、安定した保険給付事業と、新たに特定健診・特定保健指導事業を加えた、健康な心身保持増進のための保健事業等各種事業を展開してまいります。

基本方針

こうした情勢下、当健保組合として、被保険者や家族が安心して働き、暮らせるために、「より健康な心身保持増進のための保健支援」と、「より安心・安定した保険給付」を使命としつつ、**長期的視野にたった収支安定対策が経営課題であります。**

この対策として、「けんぽ健康づくり21」にもとづき「生活習慣病」、「こころの健康」対策の実施、保健指導・相談機能を通じた事業所自らの保健活動の活発化推進、レセプト点検等、医療費適正化への積極的な取り組み等、平成20年度実施される、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念に着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施いたします。

本年度も、私たち農団健保は、事業主・被保険者の負託に応えるため、「健保があってよかった・・・といわれるコンサル健保になること」を目指し、事業活動に取り組んでまいります。

一般勘定

予算編成の概要

1. 予算算出の基礎数値

(1) 被保険者数	13,800名
(2) 平均標準報酬月額	313,800円
(3) 保険料対象年間賞与額	15,533,000,000円
(4) 保険料率	80.00%

【負担割合】	事業主	52.00%	計	80.00%
	被保険者	28.00%		

【内訳】	基本保険料率	45.80%	計	80.00%
	調整保険料率	1.20%		
	(小計)	47.00%		
	特定保険料率	33.00%		

2. 収入予算の概要

- (1) 健康保険料収入は、被保険者数の減少、標準報酬の伸び悩み、年間賞与の微増等、法改正による基本保険料と特定保険料の新設等を加味し、前年度決算見込額の8.26%増を見込む。
- (2) 財政調整事業交付金は、高額医療費(1件100万円を超えるもの)の交付分101,000千円を見込む。

3. 支出予算の概要

- (1) 事務所費は、退職手当等の減少、物価上昇による影響等を加味し、前年度決算見込額の0.11%増を見込む。
- (2) 法定給付費は、法改正による影響や前3ヶ年の平均伸び率に安全率を

加味し、前年度決算見込額の0.59%増を見込む。

(3) 付加給付費は、前3ヶ年の平均伸び率に安全率を加味し、前年度決算見込額の11.68%増を見込む。

(4) 納付金は、行政庁の指示に基づき次の金額を計上した。

前期高齢者納付金	894,752 千円	(法改正により新設)
----------	------------	------------

後期高齢者支援金	979,896 千円	(法改正により新設)
----------	------------	------------

病床転換支援金	622 千円	(法改正により新設)
---------	--------	------------

退職者給付拠出金	403,902 千円	
----------	------------	--

(前年度決算見込額の59.20%減を見込む。)

老人保健拠出金	50,609 千円	
---------	-----------	--

(前年度決算見込額の94.40%減を見込む。)

退職者給付拠出金、老人保健拠出金は減少したものの、後期高齢者支援金等の創設により、納付金額全体では、前年度決算見込額の23.06%増を見込んだ。

(5) 保健事業費は、新たに創設された特定健康診査事業費、特定保健指導事業費等や契約保養所費および出産費貸付金等を含め、一般保険料収入の4.20%を計上した。

(6) 営繕費は、事務所建物修繕費、保険証カード化等を加味し、6,000千円を計上した。

(7) 予備費には、保険給付費および前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等に充てるため、63,725千円を計上した。

事業計画内容

1. 適用・給付業務

(1) 健康保険の諸手続きの周知と、医療制度改革に伴う情報提供

新高齢者医療制度に対応した保険料徴収業務を円滑に行う。

事務担当初任者講習会や事務担当者講習会において、健康保険法の諸

手続きの周知を行う。

平成20年度における医療保険制度改革の詳細について、上記、講習会や機関誌(紙)、ホームページ等により情報提供を行う。

(2) 保険証のカード化

保険証の更新を行い、その際、紙の保険証から1人1枚となる保険証のカード化を行う。

保険証のカード化に伴い、同居等が条件として認定されている被扶養者の資格確認調査を行う。

(3) レセプトの電子情報化による情報活用

医療費分析・疾病統計作成を目的としたデータ・ベースを活用する。

第三者行為による事故等の迅速な調査を行う。

電子レセプトを活用したレセプト点検の積極的实施により、不適正医療費の排除を行う。

(4) 情報交換の実施

法改正等、流動している業務を他保険者と情報交換を行うことにより内容を的確に捉え、円滑に実施出来るようにする。

(5) 健康保険法並びに組合格約に基づく給付

保険給付

健康保険法並びに組合格約に基づき、次の給付を行う。

(1) 法定給付

〔被保険者に対する給付〕

療養の給付（現物支給）

療養（薬剤支給を含む。以下同じ）に要した費用のうち7割に相当する額、および入院時食事療養費については、患者負担額を除いた額を支給。

訪問看護療養費（現物支給）

在宅療養者が訪問看護ステーションから、訪問看護を受けた場合、その費用の7割に相当する額を支給。

療養費

療養の給付を受けることが出来なかったとき、コルセット・柔道整復師等の施術を受けたとき、法定額に換算した額の7割を支給。

高額療養費

療養の給付に際し、自己負担限度額は、若年者は一般と一定以上所得者（標準報酬月額53万円以上の者、以下同じ）、高齢受給者は一般と現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上の者、以下同じ）に区分して、次式により算出し、一部負担額（入院時食事・生活療養費負担額は除く、以下同じ）から自己負担限度額を差し引いた額を支給。

自己負担限度額

[若年者]

$$\left(\begin{array}{l} \text{— 一般} \quad 80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\% \\ \text{— 一定以上所得者} \quad 150,000 \text{円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{円}) \times 1\% \end{array} \right)$$

[高齢受給者]

$$\left(\begin{array}{l} \text{— 一般} \quad \begin{array}{ll} \text{個人単位（外来のみ）} & \text{世帯単位（入院含む）} \\ 24,600 \text{円} & 62,100 \text{円} \end{array} \\ \text{現役並み所得者} \quad \begin{array}{ll} 44,400 \text{円} & 80,100 \text{円} + (\text{医療費} \\ & - 267,000 \text{円}) \times 1\% \end{array} \end{array} \right)$$

（法改正により）

なお、過去12ヶ月の間に高額療養費が支給された月が3ヶ月以上の時は、4ヶ月目から自己負担限度額は、一般は44,400円、一定以上所得者は83,400円を超えた額を多数該当分として支給。

また、同月、同世帯の療養の給付に際し、21,000円以上の一部負担が複数回あった時は、それぞれの負担額を合算して、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給。

なお、高齢受給者を含む世帯については、その該当するものと70

歳未満のものとは合算し、世帯単位の負担限度額にあてはめ支給。

移送費

療養のため移送が必要と認められた場合、移送に要した費用(実費)を支給。

傷病手当金

傷病により労務不能のため報酬を受けることができなかつたとき、標準報酬日額の3分の2を18ヶ月間支給。

埋葬諸費

一律50,000円を支給。

出産育児一時金

一律350,000円を支給。

出産手当金

出産のために報酬を受けることができなかつたとき、標準報酬日額の3分の2を産前42日、産後56日間支給。(ただし、分娩日が遅れた場合は産前42日を超える期間についても支給)

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の自己負担額を年間で合算し、自己負担限度額を超えた場合、超えた額を支給。

医療保険と介護保険の自己負担額を合算する場合の限度額

	一般	現役並み所得者
75歳以上	年額56万円	年額67万円
70歳～74歳	年額62万円	年額67万円
69歳未満	年額67万円	年額126万円

(法改正により)

平成20年度は、初年度であるため、自己負担限度額の計算期間を20年4月より、21年7月31日までとし、上記表の4分の3倍したものを自己負担限度額とする。

[例]70歳～74歳で一般は、83万円となり、21年度に申請します。

高齢者療養給付費（現物支給）

療養に要した費用のうち8割(一定以上所得者は7割)に相当する額、および入院時食事・生活療養費については、患者負担額を除いた額を支給。（法改正により）

平成20年4月から21年3月までの1年間は9割に凍結

〔被扶養者に対する給付〕

療養の給付（現物支給）

療養に要した費用の7割、ただし義務教育就学前の乳幼児は8割に相当する額および、入院時食事療養費については、患者負担額を除いた額を支給。（法改正により）

家族訪問看護療養費（現物支給）

在宅療養者が訪問看護ステーションから、訪問看護を受けた場合、その費用の7割に相当する額を支給。

第二家族療養費

義務教育就学から69歳までは、被保険者に対する給付の に同じ。義務教育就学前の乳幼児は8割を支給。（法改正により）

家族移送費

被保険者に対する給付の に同じ。

家族埋葬料

一律50,000円を支給。

家族出産育児一時金

一律350,000円を支給。

(2) 付加給付

〔被保険者に対する給付〕

一部負担還元金

各診療月におけるレセプト1件ごとの療養に要した費用から、療養

給付費に相当する額(高額療養費が支給される場合はそれを含める)を控除して得た額(入院時食事・生活療養費負担額は除く)から、20,000円を控除して得た額を支給。ただし、500円未満不支給。

訪問看護療養費付加金

訪問看護療養費の支給を受けた時の自己負担額が、20,000円を超えた場合、その超過額を支給。ただし、500円未満不支給。

合算高額療養費付加金

自己負担限度額より20,000円に件数を乗じた額を減して得た額を支給。但し500円未満不支給。

傷病手当金付加金

標準報酬日額の2割を6ヶ月間支給。

埋葬料付加金

一律50,000円を支給。

出産育児一時金付加金

一律12,000円を支給。

〔被扶養者に対する給付〕

家族療養費付加金

被保険者に対する給付の に同じ。

訪問看護療養費付加金

被保険者に対する給付の に同じ。

埋葬料付加金

一律10,000円を支給。

出産育児一時金付加金

被保険者に対する給付の に同じ。

2. 保健事業

- (1) 高齢者医療確保法に基づく**特定健康診査・特定保健指導**の義務化に対応し、事業所と一体となって取り組みます。
- (2) 厚生労働省の推進施策「健康日本 21」に基づく、「けんぽ健康づくり21」(1. 生活習慣病 2. たばこ 3. こころの健康)対策の推進・支援を行います。
特に「こころの健康」対策を重点的に実施します。
 - ・電話等によるこころとからだの健康相談(新規)
 - ・保健師による保健指導・健康相談
- (3) 事業所の健康管理推進委員会活動の推進・支援を行います。
- (4) 疾病予防事業活動の支援を行います。
- (5) 体力づくり事業活動の支援を行います。
- (6) 契約保養施設の利用促進を図ります。

具体的実施事項

(1) 特定健康診査事業(新規)

特定健康診査

- ・39歳～74歳の被保険者および被扶養者を対象に、特定健康診査を実施し、実施した事業所および被保険者・被扶養者に、一部負担金を交付します。

被保険者・・・・・・・・労働安全衛生法に基づく定期健康診断(一般健診)が優先されます。健保組合としては一般健診一部負担金として1人あたり1,500円)を交付いたします。

任意継続被保険者・・1人 5,000円 健保組合負担(39～74歳)

被扶養者・・・・・・・・1人 5,000円 健保組合負担(39～74歳)

(2) 特定保健指導事業(新規)

特定保健指導

- ・特定健康診査を実施した被保険者・被扶養者全員に、情報提供(個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報の提供)を行います。
- ・特定健診結果の階層化を行い、対象者に保健師による特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)を実施します。(試行実施)

- ・節目人間ドック受検結果の階層化および特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を、医療機関に委託実施し、一部負担金を交付します。（試行実施）

動機付け支援・・・・・・・・ 1人 5,000円 健保組合負担(39～74歳)

積極的支援・・・・・・・・ 1人 20,000円 健保組合負担(39～74歳)

（3）保健指導宣伝事業

広報活動

[1] 機関誌の発行（年4回）

- ・機関誌「静農けんぼ」を全被保険者に配布し、健保の各種健康づくり事業の情報や医療保険情勢等の情報を提供します。

[2] 健保だよりの発行（随時）

- ・広報紙「健保だより」を事業所に配布し、医療保険制度改正等、タイムリーな情報を提供します。

[3] ホームページ

- ・ホームページを充実させ、健保組合の最新情報や健康づくりのための各種情報を掲示します。

[4] 健康保険制度の情報提供（随時）

- ・医療保険制度の改正や動向について、必要に応じリーフレット・チラシを作成し、事業所・被保険者へ配布します。

[5] 共同保健指導宣伝（年間）

- ・全国の健保組合と共同して、テレビを通じ健康情報を提供します。（テレビCM「おはよう!けんぼねん」）
- ・壁新聞「けんぼフォトニュース」を事業所に配布します。

[6] 医療費通知（年4回）

- ・「医療費のお知らせ」を該当者に配布し、医療費の実情をお知らせします。

[7] 医療費適正化

- ・レセプト審査業務をより一層強化するため、一部を外部に委託し、医療費の適正化を図ります。

健康教育

[1] 職場内健康づくりセミナー開催の支援

- ・事業所が行う「職場内健康づくりセミナー」の開催を推進・支援

し、開催した事業所へ、専門スタッフの派遣と補助金の交付を行います。

[2] 健康づくり知識の啓発（集団教育）

- ・事業所が開催する健康管理推進委員会等に、講師として専門スタッフを派遣し、健康づくり知識の啓発を行います。
- ・保健師が、事業所発行の広報誌(紙)へ健康づくり等に関する記事の寄稿を行います。

[3] 育児指導等の母子保健対策

- ・出産育児一時金申請のあった被保険者・被扶養者に、「赤ちゃん和妈妈」および「お誕生号」を贈呈します。
- ・出生にともなう増員申請のあった被保険者に、育児相談案内リーフレットを配布し、保健師による母子保健指導・育児相談を実施します。

[4] 生活習慣病対策（特定保健指導の中で実施）

[5] 喫煙対策

- ・受動喫煙実態調査結果をもとに、健康増進法25条「受動喫煙対策」が図られていない事業所に対して、実施をするように推進します。
- ・禁煙専門外来やインターネットの役立つサイト紹介やサポート、禁煙者の個別禁煙支援を行います。

[6] 口腔衛生対策

- ・新入職員等に歯のブラッシングなどの具体的口腔衛生教育を行います。

[7] 健康教育ビデオの貸出し

- ・各種健康関連情報ビデオを、事業所・被保険者・被扶養者へ貸出します。

指導相談

[1] 保健師による保健指導・健康相談

- ・被保険者・被扶養者を対象に、保健師による保健指導（健康教育）や各種健診結果に基づく健康相談を行い、生活習慣病の予防対策を図ります。
- ・中央会と共同で、手引書「職場におけるメンタルヘルス対策の手引き」および「職場におけるメンタルヘルス対策の手引き(ダイジェスト版)」を活用し、各事業所管理部門・管理監督者への助言を

行います。

[2] 電話等によるこころとからだの健康相談（新規）

- ・中央会と連携して、家族を含め 24 時間、年中無休で利用できるこころとからだの電話相談窓口「ハローしずおか 24 健康ダイヤル」を開設し、利用促進に努めます。
- ・こころの健康相談については、「電話によるカウンセリング」の他に、希望者には県内各地で「面談によるカウンセリング」も提供します。（5 回まで無料）

健康者表彰

- ・前年度一年間、保険診療を受けなかった（保険証を未使用であった）被保険者に、記念品を贈り表彰します。

[1] 本人表彰（被扶養者がいない被保険者）……「健康者表彰」

[2] 本人と家族表彰（被保険者と被扶養者）……「健康家族表彰」

職場の健康推進支援

[1] 健康強調月間の設定（10 月）

- ・推進要領および各種資料を事業所に配布し、事業所での健康づくりに関する様々な事業の実施を推進・支援します。
- ・静農けんぽ“特集号”「チャレンジマップ」を配布し、被保険者・被扶養者の健康づくりへの取り組みを支援します。（参加者には、記念品を贈呈します。）

[2] 保健講演会の助成と支援

- ・事業所での保健講演会の開催を支援し、開催した事業所に補助金を交付します。

[3] 職場の健康管理推進対策の促進

- ・事業所を巡回訪問し、健保の概況・各種事業の説明等を行い、職場の健康管理組織の活性化を支援します。

会議・講習会

- ・各種会議・講習会を開催し、健保の概況や各種事業計画・事務手続き等についての説明を行い、周知に努めます。

[1] 「健保関係管理職会議」の開催

[2] 「事務担当者講習会」および「事務担当初任者講習会」の開催

[3] 「健康管理推進委員会事務局長会議」の開催

諸情報の活用

- ・各種の統計資料を作成し、その結果に基づく資料や情報を活用し、事業を展開します。

[1] 自覚症状調査および生活状況調査結果に基づく指導

[2] レセプト分析およびそれに基づく指導

[3] 健康管理や健康づくりのための電算活用の充実・強化

保健指導のIT化

[1] 健康管理データ活用

- ・疾病予防事業で行う各種健(検)診データを取込み、保健指導およびそれに伴う各種参考資料や状況把握のための資料を作成し、より効果的な保健指導活動を行います。

(4) 疾病予防事業

被保険者各種健(検)診の受健(検)奨励、および実施の支援

- ・事業所と共に被保険者および被扶養者に各種健(検)診の受健(検)を奨励し、疾病の早期発見、早期治療をもって高額医療費削減対策を図ります。また、各種健(検)診を実施した事業所および被保険者に、その費用の一部または全額負担分を交付します。

[1] 一般健診 1人 1,500円 健保組合負担(被保険者)

廃止・・・腹囲測定(労働安全衛生規則の改正(腹囲追加))

[2] 採用時健康診断 1人 3,000円 健保組合負担

[3] がん検診

・胃がん 1人 1,400円 健保組合負担(35歳以上)

・大腸がん 1人 500円 健保組合負担(35歳以上)

・子宮がん 1人 1,400円 健保組合負担(30歳以上)

・乳がん 1人 1,500円 健保組合負担(35歳以上)

乳がん検診は、35歳から49歳は問診・視触診・超音波検査(エコー)、50歳以上は問診・視触診・乳房X線撮影(マンモグラフィ)の検査項目を実施

・前立腺がん 1人 700円 健保組合負担(50歳以上)

[4] 人間ドック

- ・35歳以上で対象年齢にあたる被保険者に1人 22,000円健保組合が負担(35歳,40歳,45歳,50歳,53歳,56歳,59歳,62歳,65歳,...)

[5] 脳ドック

- ・42歳以上で対象年齢にあたる被保険者に1人 22,000円健保組合が負担(42歳,47歳,52歳)

[6] 骨密度検診

- ・25歳以上で対象年齢にあたる被保険者に1人 500円健保組合が負担(25歳,30歳,35歳,40歳,45歳,50歳,53歳,56歳,59歳...)

[7] 肝炎検診

- ・35歳,40歳の被保険者で、一般健診受診者に実施し、健保組合が全額負担(1人 1,890円)

被扶養者健(検)診の受健(検)奨励

- [1] 一般健診 1人 1,500円 健保組合負担(38歳以下)

[2] 家族人間ドック

- ・35歳以上で対象年齢にあたる被扶養者に1人 15,000円健保組合が負担(35歳,40歳,45歳,50歳,55歳...)

廃止・・・家族がん検診(健康増進法に基づき市町村が実施主体)

事業所のインフルエンザ予防接種事業の一部負担

[1] インフルエンザ予防接種

- ・事業所が行う被保険者に対するインフルエンザ予防接種事業に、一部負担金を交付します。

被保険者 1人 1,000円 健保組合負担

保健衛生資材の配布

- ・かぜ予防の為に「保健衛生資材」を全被保険者に配布し、被保険者・被扶養者のかぜ予防対策を図ります。

(5) 体育奨励事業

体力づくりの推進

[1] 「けんぽプラス1000歩!運動」の実施

- ・1日の平均歩数をあと1000歩増やすことにより健康増進を図る「けんぽプラス1000歩!運動」を全被保険者に配布し、達成者には記念品を贈呈します。

職場体操の奨励

- ・事業所に、職場体操を奨励するため作成した「農団けんぽオリジ

ナル体操」の実施を推進し、実技指導および、カセットテープ・チラシの配布を行います。

- [1] 「農団けんぼのストレッチ体操」の推進
- [2] 「農団けんぼのリズム体操」の推進
- [3] 「農団けんぼの腰痛予防体操・肩こり予防体操」の推進

体育行事の奨励

- [1] 職場内ウォーキング大会の奨励・助成
 - ・職場におけるウォーキング大会の開催を推進し、実施した事業所に参加賞または補助金を交付します。
- [2] 職場内体育行事の奨励・助成
 - ・職場における各種体育行事の開催を推進し、実施した事業所に参加賞または補助金を交付します。
- [3] 県大会および地区大会への助成
 - ・県および地区役職員連盟の主催する各種球技大会に後援し、県大会に参加賞、地区大会に補助金を交付します。

(6) 契約保養施設

被保険者および被扶養者の健康の保持増進、心身のリフレッシュ、明るい家庭づくりを目的に、健康づくりプログラムを兼ねた宿泊体験を企画するとともに、保養施設紹介を行います。

- ・契約先 森トラスト株式会社

3. 総務関係

- (1) 個人情報保護を含めた情報管理体系の確立
 - 情報セキュリティの監査体制の確立
 - 情報セキュリティ対策の運用・教育
- (2) ホームページの充実・強化

介護勘定

予算編成の概要

1. 予算算出の基礎数値

(1) 第2号被保険者数	9,065名
(2) 保険料対象被保険者数	6,900名
(3) 保険料対象被保険者の平均標準報酬月額	369,500円
(4) 保険料対象被保険者の年間賞与支給総額	7,717,400,000円
(5) 第2号被保険者1人当り負担額(厚生労働大臣告示額)	49,700円
(6) 過年度調整金	46,780,341円
(7) 介護保険料率	10.00%

【負担割合】	事業主	6.50%	計	10.00%
	被保険者	3.50%		

2. 収入予算の概要

- (1) 介護保険料は、標準報酬月額は前年並み、介護保険対象被保険者数を微減として計算した。
- (2) 繰越金は、残金分として21,000千円を計上した。
- (3) 雑収入は、利子収入等として131千円を計上した。

3. 支出予算の概要

- (1) 介護納付金は、厚生労働大臣からの告示額に基づき、計上した。また、平成18年度確定介護納付金と概算納付との差額分を、過年度調整金として46,780千円計上した。
- (2) 還付金は、前年度と同額の500千円を計上した。
- (3) 積立金は、準備金の積立て目標(納付額の1ヶ月分)を達成しているため、1千円のみ計上した。